

12月3日～9日は障害者週間です

障害者週間は、障がいのある人たちにに対するバリア（障壁）を取り除き、社会参加を推進していくために理解と認識を深めるための週間です。

障がいのある人達の社会参加は、まわりの人の理解と認識があつてこそ実現するものであり、地域住民の心づかいや思いやりが住みよいまちづくりにつながります。

日常生活や事業活動の中でできる配慮や工夫を考えてみませんか？

だれもが暮らしやすいまちづくりは、そうした一歩から始まります。

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎22・9656 FAX22・9662

「障害者差別解消法」が

制定されました

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人もともに生きる社会をつくることをめざしています。平成25年6月に公布され、平成28年4月1日から施行されます。

法律の概要

この法律では、主に次のことを定めています。

①障がいを理由に差別的取り扱いや権利侵害をすることはなからず。

②社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること。

③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないこと。



障がいを理由とする差別とは？

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

【例】お店に入ろうとしたら車いすを利用して入ることを理由に入店を断られた。

【例】障がいを理由にアパートの契約を断られた。

また、合理的な配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も、差別にあたります。

【例】聴覚障がいのある人に声だけで話す。

【例】視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない。

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

……筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

障がい福祉に関する相談窓口を設けています

市では、障がい福祉に関する相談窓口を設けています。障がいのある人やその家族の相談に応じますので、気軽にお問い合わせください。

相談機関	内容	連絡先
伊賀市障がい者 相談支援センター	市が設置している相談専門機関で、市役所本庁舎にあります。障害福祉サービスの利用や地域で生活する上で困っていることなどの相談に応じます。関係機関と連携して必要な支援を行います。	☎ 26-7725 FAX 22-9674 ✉ iga-syougai1@ict.jp
伊賀市障がい者 相談員	市の委嘱で活動している相談員です。自身の経験をもとにアドバイスをします。 ○身体：前川款昭（下郡）・福本紀昭（緑ヶ丘本町）・杉山忠勝（上野桑町）・坂本元之（坂下）・赤井聖功（阿保）・浜口恵美子（緑ヶ丘本町） ○知的：野田一尊（東高倉）・海野啓子（緑ヶ丘西町）・藤島恒久（中柘植） ○精神：森藤歌代子（上野西大手町）	障がい福祉課 ☎ 22-9656 FAX 22-9662



凍結・破損事故を防ぐために



水道管の冬支度

本格的な寒波が訪れる時期になりました。毎年この時期には各所で水道管の凍結や破損事故などが頻発し、十分な給水ができないことがあります。気温がマイナス4度以下になると、水道管が凍るといわれています。このような事故を防ぐため、水道管にも冬支度をしましょう。

水道管の凍結防止方法

防寒材の取り付け方



「むき出し」になっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻きつけ、その上からビニールテープなどを巻く。

凍って水が出ないとき

凍ったと思われる水道管の露出した部分に、タオルなどをかぶせ、その上からゆつくりとぬるま湯をかけましょう。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破損することがありますので注意してください。

破損したとき

まず、量水器（メーター）のそばにある止水栓を止めてください。止水栓がわからなかったり、止められないときは、破損した部分に布やテープなどを巻きつけて応急処置をし、市の指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。

※量水器（メーター）より内線（宅内）側で、破損（漏水）により出た水道の料金は、原則としてお客様負担となりますので、十分にお気を付けてください。

悪質業者の訪問にご注意を

市内で「水道部から委託を受け、水道メーターの交換に来た・水道メーターの点検をさせてほしい・水質検査をさせてほしい」などと言って、各家庭を訪問する悪質な業者がいるとの情報が寄せられています。

水道部では、このような委託をした場合は、対象の家庭に事前に通知を送付するか、電話で連絡をしています。不審に思った場合、家の中に入れて、身分証明書の提示を求めると、水道部施設課へお問い合わせください。

水道の開栓・閉栓は、土・日曜日、祝日と年末年始（12月27日～1月4日）は取り扱っていませんので注意してください。
また、長期間留守にする場合は、止水栓を閉めるなどの対応をすることを、お勧めします。

問い合わせ

○開閉栓・料金などは

業務課 ☎24・0003 FAX 24・0007

○漏水・給水工事などは

施設課 ☎24・0002 FAX 24・0006

○検針のことは検針業務受託者

（株）タカダ伊賀事務所

☎24・0013 FAX 24・0007

パブリックコメント（ご意見）募集

子ども・子育て支援事業計画（中間案）



「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」を基本理念として、市における子ども・子育て支援のための施策に係る基本目標を定めた伊賀市子ども・子育て支援事業計画を策定しています。今回、この中間案に関してご意見（パブリックコメント）を募集します。

【募集内容】

子ども・子育て支援事業計画（中間案）に対するご意見

【閲覧方法】 次の①～③にある資料または市ホームページ

①こども家庭課②各支所住民福祉課③各地区市民センター

【提出方法】 住所・氏名・電話番号・件名を記入し、ご意見（「該当箇所」とそれに対する「意見内容」）を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のい

れかで提出してください。

※提出いただいたご意見は、計画策定の参考資料とし、市の考え方などとあわせて、こども家庭課・各支所住民福祉課・市ホームページで公表します。

※個別の回答は行いません。

※いただいた意見書などは返却しません。

【募集期限】 12月26日（金） ※必着

【提出先・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市健康福祉部こども家庭課

☎22-9658 FAX 22-9646

✉ kodomo@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所住民福祉課でも受け付けます。